

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
平成 28 年度 第 5 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 11 月 20 日 (日) 10:00~12:23

2. 場 所 塚本千葉第 5 ビル 3 階 事務局

3. 出席者 会長 渋沢
副会長 相澤、奥野、大浦
事務局長 岡本 (武)
会員理事 (事務局次長・総合相談委員会) 竹嶋
(総務委員会 広報部会) 山口 (利)
(研修委員会) 浅見、神田、宮本
(ばあとなあ委員会) 小川、鈴木
(司法福祉委員会)
(災害対策委員会) 常陸谷
外部理事 池亀、近藤
監 事 岡本 (崇)
相談役

4. 議 題

- (1) 会長と三役会からの報告
(2) 各委員会報告事項に対する質疑
(事前資料によりご確認ください)
(3) 議事
①各委員会からの議事
イ) 総務委員会 広報部会
・次年度、予算について
・次年度、点と線発注業者の変更について
ロ) 総合相談委員会
・子ども食堂全国ツアーの近況について
ハ) 司法福祉委員会
・刑事司法ソーシャルワーカー名簿登録要綱について
ニ) 災害対策委員会
・災害活動者養成研修の認証申請について
ホ) ささえあい配分委員会
・申請案件について
②三役会より
・謝金規程の見直しについて
③その他
イ) 倫理委員会について (小川理事より)

- ロ) 法人後見監査について
 - ハ) 未成年後見について
- 二) 事務局員の増員について
- (4) 平成 29 年度事業計画書の作成
- ・平成 28 年 12 月 25 日までにご提出ください

5. 議事録

- 出席者及び資料の確認
 - ・ 岡本事務局長より、今回は第 5 回理事会となる。
現在、理事会出席者 16 名。定款第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告。配布資料の確認。
- 渋沢会長から開会挨拶及び三役会報告
 - ・ 午後の予算ヒアリングに先立ち、先日三役会にてヒアリングのあり方について話をした。
 - ・ 市町村等の認定審査会委員会委員等の推薦についてのありかたについて、話をした。依頼元より指名がある場合は指名の方の推薦、指名が無い場合は原則的に公募を行う。会員の方に参加意欲を持っていただきたいのが狙い。再任希望される場合、再任で良いと思うが、任期を決めた方が良いのではとの意見も出ている。又、地域性も考慮する。
 - ・ 会計事務所については、次年度より変更の予定である。
 - ・ 会員名簿については、近々事務局に納品される。点と線第 92 号に同封、メール配信会員については事務局より発送予定である。
 - ・ ささえあい制度のあり方については、ぱあとなあの運営委員会に参加し、入りと出を後見活動に限定するはどうかという方向の話をし、同意いただいた。又、現在の残高についても考えていかなければならない。
 - ・ 倫理委員会のあり方については、前回、前々回理事会でも取り上げたが、明確な規定が無い。現在 1 件の案件あり、現状は千葉会で下調査を行い、日本会の綱紀委員会に申立書一式を送っており、日本会で苦情として処理するかについては協議中である。
 - ・ 定款 32 条に基づき、渋沢会長が議長を務める。

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(災害対策委員会)

説明 : 関東甲信越ブロック災害連携会議に、渋沢会長にも出席いただいたことを付け加える。

(ぱあとなあの千葉)

説明 : 誤字の訂正 P8-3-3 「アンケートの検」 → 「アンケートの検討」と訂正願いたい。

(研修委員会)

説明 :

- ・ 生涯研修センターが立ち上がった。議事録と合わせてご確認いただきたい。
- ・ 来年度の生講義に向けて、基礎研修を定期的に見学では無く準スタッフとして参加し、理解を深めていただきたい。

(松戸市受託事業)

説明 : 報告は資料の通りであるが、今週金曜日、松戸市にご挨拶に行く予定である。

(3) 議事

(総務委員会 広報部会)

- ・次年度、予算について

説明 :

- ・本日午後の予算ヒアリングを経ての予算承認案件であるので、今回は確認していただくに留める。

説明 :

- ・次年度、点と線発注業者の変更について
作業拠点の変更、費用の減額を見込み、業者選定及び決定を広報部会で行うことを承認いただきたい。

質疑 :

- ・どれ位減額になるのか。
- ・拠点が変わるたびに業者を変えるのか？
- ・業者公募も良いのではないか？
- ・経理規程により、3万円以上の契約・入札等について経理責任者及び必要に応じて会長の承認が必要とあるので注意されたい。

説明 :

- ・金額は未定だが、これから下がることを前提の見積もりを取る。
- ・現業者が遠隔地の為、作業場所近隣で業者に依頼出来れば配達費の削減も出来る。作業場所については、10年以上前から現在の作業場近辺であった。以前千葉市に作業場移したが、作業補助人数集まらず現在の作業場近辺に戻した経緯がある。
- ・公募での業者選定も検討に加えたい。
- ・最終決定前に、会長報告し承認いただく。

業者選定及び決定を広報部会で行うことについて

→承認

(総合相談委員会)

説明 :

- ・「広がれ、こども食堂の輪！in ちば」開催要項及びチラシを配布した。確認いただきたい。既にささえあい配分の決定している会場費、15万円の他、21万円が必要である。それについて1口3,000円の協賛金を募り集める予定。
- ・各実行委員がそれぞれ協賛依頼をする予定である。
- ・チラシについては、興味のありそうなところに、ぜひお配りいただきたい。又、1月15日ぜひご参加いただきたい。

質疑 :

- ・リーガルや弁護士会へ協賛依頼してみたらどうか。それぞれ「未成年後見事業」(リーガル

についてはこれから事業として決定している。)・「子どもの人権委員会」があるので、前向きに検討されると思う。弁護士会は理事会決定なので時間が短いかもしれないが。

(司法福祉委員会)

説明 :

- ・刑事司法ソーシャルワーカーの名簿登録要綱を作成した。ご承認いただけたら改めて登録員名簿を作成したい。
- ・理事会でも流れについては複数回説明させていただいたが、社会復帰の入り口支援である。弁護士会より依頼書が事務局へ到着→司法福祉委員会マッチング支援担当者へ連絡→名簿登録者の中から推薦者を決定→依頼者(弁護士・本人・親族等)と契約→支援開始の流れであり、報酬は契約者より得ることになる。

質疑 :

- ・名簿登録者は現在何名か。
- ・名簿登録要綱の第3条(3)懲戒以上の懲戒処分とは何か。日本会の規則に沿った訂正が必要ではないか。
- ・第4条再登録について、いかなる理由で名簿削除した場合でも、再登録申請をすれば出来てしまうように読み取れる文言になっている。何をどのように勘案するのか。第5条との兼ね合いも含め、再考が必要である。整理すべき点が多くある。
- ・福祉としての支援であっても、再犯の場合の加担と取られかねない懸念は無いのか。
- ・この事業に関して理事の理解を深めたいので、事業の流れ、契約の中身等を再度説明いただきたい。

説明 :

- ・現在、名簿登録者は18名、今後登録希望者が10名程度いる。
- ・再度要綱整理し、次回理事会に議事資料として司法福祉委員長より報告する。
- ・次回理事会に、司法福祉委員長よりマッチング支援の事業の流れ、契約の中身等を含めて改めて説明する。

(災害対策委員会)

説明 :

- ・災害対策研修会案内については、三団体にケアマネ協会も含めた四団体に声掛けを行う予定である。
- ・熊本県への災害派遣は、11月4日で終了した。
- ・12月4日、日本会での移管説明会参加するが、認証申請についての方向性を確認したい。

質疑 :

- ・災害派遣の際の助成金について、PSW、MSWを含めて千葉会が負担のままで良いのか。三団体との協議の際、話し合った方が良いのか。

説明(監事) :

- ・三団体の助成金負担を千葉会での経緯については、社団法人から一般社団法人に移行の際に、残余財産を公益目的支出することになっており、その矢先に、『3.11東北の震災』があった。災害派遣支出で使用されることは目的にかなっており、総会での承認を経て現在がある。
- ・根底に千葉県だけでもソーシャルワーカーは一つでありたいとの思いも込められている。

質疑 :

- 改めて三団体と、今後についてこのままで良いのかも含めて話し合っても良いのではないか。

説明（会長）：

- 三団体の集まりで経過を含め、話をしてみることとする。

説明（研修委員会委員長）：

- 移管説明後の方向性については、まず移管説明を聞いた上で検討であろう。関東甲信越ブロックで協力しての研修を検討しても良いのではないか。

(ささえあい配分委員会)

説明 :

- 今回、配分委員会で配分決定した5件について、承認いただきたい。
- 個人情報をどこまで理事会でお示しして承認いただくかについては、その場で回収の申請資料を配布等考えているところではある。

質疑 :

- 毎年のものであると思うが、期間は定められているのか。
- 千葉県各市町村への働きかけの状況（助成等）の結果報告や、より詳細な現況報告等もあつての配分委員会での審査の結果であるか。
- 他団体で、千葉県各市町村への助成についてのアンケート結果のまとめを掲載している。三年前の結果であり、その後変わっているところもあると思うが、参考にされたら良い。
- ささえあい配分の助成が必要である。と判断出来る程度の資料の提示は理事会承認には必要ではないか。

説明 :

- 次回以降は、より詳細な資料の提示・添付の上承認いただくこととする。
- 今回の5件については、これで承認お願いしたい。

→承認

(謝金規程の見直し)

説明 :

- 三役会預かりとしたが、『原則として』と但し書きを付けて、前回提出の内容で承認いただきたい。研修委員会いかがか。

【以下、前回理事会添付資料】

講師料の支給額について、第2条講師料は、別表1のとおり支給するものとする。前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、講師の職歴・実績・著名度等を勘定し「(別表1) 講師等謝金基準」の金額の2倍の範囲内で支給することができる。その場合に本会理事会にはかり、決定するものとする。

- 一般社団法人千葉県社会福祉士会講師料等支払規程 第2条の改定案

(別表1) 講師等謝金基準

区分	金額
1時間までの講義	10,000円
1時間を超え2時間までの講義	15,000円
2時間を超え3時間までの講義	20,000円

3 時間を超える講義	20,000 円 +10,000 円 ※以降、1 時間 10,000 円を加算する。
------------	--

(別表 1) 講師等謝金基準改正案

区分	金額 (源泉徴収額込み)
1 時間までの講義	10,000 円
1 時間を超える講義	30 分ごとに 5,000 円を加算する

【以上、前回資料】

説明 (研修委員会委員長) :

- ・現状より上げるのは厳しい。

質疑 :

- ・外部講師、内部講師は分けているか。
- ・増減することが出来る。とすれば幅を持たせた解釈となり、現状を変えられない報酬も見直し後でも行けるのではないか。
- ・既に依頼をして、現謝金規程通りで行われる研修が年度内にある。施行時期は、次年度からが良いのではないか。

説明 :

- ・次回理事会で、改めて謝金基準改正案資料を付けて承認をお願いする。

(倫理委員会について)

質疑 (小川理事) :

- ・倫理委員会は、どなたが委員であるか、構成は、何もわかつていない。理事として、きちんとした報告をしていただきたいと思っている。倫理委員会は機能しているのか。
- ・今回、倫理委員会に諮られていることについて報告していただきたい。
- ・

説明 (事務局長) :

- ・倫理委員会委員長 山崎 泰介氏、委員 平野 香氏・三橋 俊一氏・弁護士 佐久間 貴幸氏である。
- ・苦情窓口が、事務局長である。今回は千葉県社会福祉士会 倫理委員会宛に来たので、会長と相談の結果、倫理委員会に報告、その上で日本会綱紀委員会へ本人の意向確認の上、苦情申立てを行っているが、苦情申立てとなるのかは、まだ決定していない。日本会では調査中である。

説明 (会長) :

- ・前々回の理事会で、倫理委員会のありかたについては、会の中でキチンとしなくてはならないと話をさせていただいている。前回の理事会でも規程が今まで千葉会の中で無かったことについて、分かり易く変わっていきたいとお話しさせてもらっていた。
- ・その最中に倫理案件が今回あったのである。これについては、倫理委員会宛として届いた以上、停めることはどこも出来ない。倫理委員会に諮らなければならない。

質疑 :

- ・苦情案件について、正当性・不当性の判断はどこがするのか。倫理委員会に規定が無く、いきなり日本会綱紀委員会へ判断を委ねてしまうのか。

説明（事務局長）：

- ・今の規程のままだと事務局長判断（苦情受付窓口）である。

説明（会長）：

- ・それ故の見直しのお話をさせてもらっていた。今の規程のままであつたら、事務局長判断も、倫理委員会も無く、そのまま日本会綱紀委員会へ、であった。それはいかがなものかとのことで、千葉会で精査した上で、日本会綱紀委員会へ送つたものである。

質疑（小川理事）：

- ・会の組織図にあつたとしても、実際に倫理委員会として機能してないのであれば無しと会員にもお伝えするのでも良いと考える。倫理委員会の委員任期も含め会の中での整合性が取れてないのではと思う。

質疑（会長）：

- ・みなさまに確認する。今回、千葉会規程に沿わず、千葉会内での精査の後、日本会綱紀委員会へ送つた件について、疑義有との小川理事の意見である。であれば、今後、倫理委員会規程が整う前に案件が来た場合、規程に則った動きをするのであれば、案件は、千葉会の中での精査なく、日本会綱紀委員会へ行くことになる。いかがするか。

質疑：

- ・倫理委員会の設置には、総会の承認があつてのことであろう。無くすのはここだけでは出来ないことである。
- ・今後整備、位置付けをはっきりさせて機能させていくのが良いのではないか。

説明（会長）：

- ・倫理委員会は、理事会のラインとは別にあるべきと考えている。
- ・いろいろな考え方の方がいらっしゃる。苦情が来ることを恥と思う必要は無く、肃々と進めていけばよいのではと考えている。

説明（事務局長）：

- ・今回ることは、倫理委員会の規程が定まっていなかつた事によるところが大きい。整備をしていきたい。

説明（会長）：

- ・倫理委員会整備は、今回の件が年度を跨ぐ可能性があるため、この結果が出てからが望ましいと考えている。
- ・本日以降、倫理委員会規程が整備完了まで、苦情受付窓口である事務局長が受付、現倫理委員会で精査の後、日本会綱紀委員会へ送る流れとなること。まずはご理解いただきたい。

→了解

説明（会長）：

- ・法人後見監査については、今後やらねばならない件、未成年後見については、ぱあとなあ小川委員長他のみなさまと相談の上、勉強しながら進めていかなくてはならない件である。

説明（事務局長）：

- ・事務局員増員については、再来年度の会員管理の移行に伴い、事務作業量が大幅に増える事は確定している。事務局としては、事前の準備期間から増員準備したい。今まで会員管理として日本会徵収分のほとんどが、そのまま千葉会への入金となる。口座引落事務手数料や、日本会開発中の会員管理ソフトの負担金を見越しても、事務局員増員の費用は貰えると思われる。次回の理事会に再度諮りたい。

岡本事務局長：

- ・次回の理事会は1月22日（日）です。総会資料を承認いただきます。
 - ・事業計画書は12月25日までとさせていただきます。
- よろしくお願いします。

監事：

- ・規程類提案の際、理事会承認に出す前に、事務局長に事前確認依頼や、池亀先生や田中先生に見ていただいてから提案する様にしたらいかがか。
- ・年度途中の事業変更については、理事会承認で良いが、事業計画は総会承認である。
- ・他の委員会の事業を分からぬといった内容の質問が散見されるが、予算ヒアリングを見学してはどうか。

会長：

- ・本日の予算ヒアリングはオープン、自由参加とする。

12：23 閉会